

新潟県交通災害共済見舞金額

等級	災害の程度	金額
1	死亡	1,500,000 円
2	身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号の等級区分 1 級の障害又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する障害等級 1 級に該当する障害で常に他人の介護を要するもの	1,500,000 円
3	身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号の等級区分 2 級の障害又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する障害等級 1 級に該当する障害	1,000,000 円
4	入院 35 日以上を含む実治療日数 100 日以上の傷害	500,000 円
5	入院 31 日以上を含む実治療日数 90 日以上の傷害	450,000 円
6	入院 27 日以上を含む実治療日数 80 日以上の傷害	400,000 円
7	入院 23 日以上を含む実治療日数 70 日以上の傷害	350,000 円
8	入院 19 日以上を含む実治療日数 60 日以上の傷害	300,000 円
9	入院 15 日以上を含む実治療日数 50 日以上の傷害	250,000 円
10	入院 11 日以上を含む実治療日数 40 日以上の傷害	200,000 円
11	入院 7 日以上を含む実治療日数 30 日以上の傷害	150,000 円
12	入院 3 日以上を含む実治療日数 20 日以上の傷害	100,000 円
13	入院通院の実治療日数 19 日以上の傷害	70,000 円
14	入院通院の実治療日数 16 日以上の傷害	60,000 円
15	入院通院の実治療日数 13 日以上の傷害	50,000 円
16	入院通院の実治療日数 10 日以上の傷害	40,000 円
17	入院通院の実治療日数 7 日以上の傷害	30,000 円

注 1:「実治療日数」とは、入院日数と実際に通院治療を受けた日数のことです。

注 2:「傷害」とは、急激かつ偶然な外来の交通事故によって身体に負った傷害のことです。